

## 治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書

治安維持法が1925年（大正14年）に制定されてから今年で93年になります。1928年には最高刑が死刑に、太平洋戦争を目前にした昭和16年（1941年）の改正では団体結成に加え、結成の準備を行うことも摘発されることになるなど強化されてきました。

治安維持法は、政府や軍部に対して批判を許さず国民を無惨な戦争に駆り立てた法律でした。この法律で多くの人々が、言論、思想、集会、結社の自由を奪われました。

治安維持法が制定された1925年から廃止されるまでの20年間に、逮捕者数十万人、送検された人68,274人、警察署で虐殺された人93人、刑務所・拘置所での虐待・暴行・発病などによる獄死者は400人余にのぼっています。

日本がポツダム宣言を受託したことにより、治安維持法は、反人道的、反民主主義的な法として廃止されました。この法律によって「有罪判決」を受けた人々は、すべて無罪として釈放されました。

しかし、その犠牲者に対してはいまだに謝罪も賠償も行われていません。

諸外国では、ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダなど過去の人権侵害についてはすでに謝罪と補償を行っています。

よって国は、新たに「治安維持法犠牲者国家賠償法」（仮称）を制定し治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること、治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと、治安維持法による犠牲者の実態を調査しその内容を公表することなどを一日も早く実現するよう、要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年3月26日

兵庫県南あわじ市議会議員 廣内孝次

## 意見書提出先

◎衆議院議長                   大島理森  
〒100-0014                   東京都千代田区永田町 1-7-1

◎参議院議長                   伊達忠一  
〒100-0014                   東京都千代田区永田町 1-7-1

◎内閣総理大臣                 安倍晋三  
〒100-8968                   東京都千代田区永田町 1-6-1

◎法務大臣                     上川陽子  
〒100-8977                   東京都千代田区霞が関 1-1-1